

ご存知ですか？

- 児童手当
- 児童扶養手当
- 特別児童扶養手当

児童手当制度は、児童を養育している保護者に手当を支給し、家庭生活の安定と次代を担う子どもたちの健やかな成長を図ることを目的としています。

《手当の支給を受けるためには手続きが必要です》

児童手当や小学校第3学年修了前特例給付を受けるためには「認定請求」という手続きが必要です。

出生、転入などによって、横芝町で新たに児童手当や小学校第3学年修了前特例給付の支給資格が発生したときは、町保健福祉課で請求の手続きをしてください。

手続きに必要なもの

- ・ 年金加入証明書（請求者がサラリーマン等の場合）
- ・ 児童手当用所得証明書（平成17年1月1日現在で横芝町に住所がなかった方は、前住所地の市町村が発行する前々年分の所得証明書・6月分以降の手当については前年分）
- ・ 印鑑
- ・ 手当の振込先口座を確認できるもの（預金通帳等）

児童手当

● 支給対象

小学校第3学年修了前の児童を養育している方。ただし、前年の所得が一定額

以上の場合には、手当は支給されません。（1月から5月までの手当は、前々年の所得が基準になります。）

● 手当の額（月額）

- 第一子 5,000円
- 第二子 5,000円
- 第三子以降 10,000円

● 支給月

原則として2月・6月・10月にそれぞれの前月分までが支給されます。

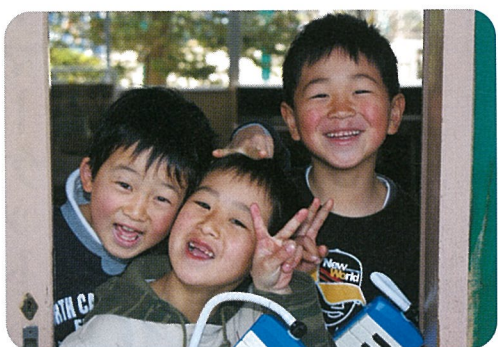
● 特例給付

所得制限によって手当が受けられないサラリーマン等（厚生年金保険加入者）

児童手当・小学校第3学年修了前特例給付の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	
	児童手当	特例給付
なし	301万円	460万円
1人	339万円	498万円
2人	377万円	536万円
3人	415万円	574万円
4人	453万円	612万円
5人	491万円	650万円

※老人扶養親族は、一人につき6万円を加算する。



児童扶養手当

児童扶養手当を受けることのできる方は、次の条件にあてはまる18歳未満の児童を監護している母親や、母に代わってその児童を養育している方で、児童が満18歳に達した年度末まで支給されます。

なお、児童が心身に基準以上の障害がある場合は、20歳になる誕生日まで手当が受けられます。

- ① 父母が離婚した後、父と一緒に生活をしていない児童
- ② 父が死亡した児童

については、所得が一定額以内であれば同額の特例給付を受けることができます。

※ 児童手当や小学校第3学年修了前特例給付を受けている方は毎年6月中に「児童手当現況届」を提出する必要があります。届出を忘れますと手当がストップされますので、必ず提出してください。